

○朝霞市こども医療費支給に関する条例施行規則

平成4年3月30日規則第16号

改正

平成5年9月28日規則第39号

平成5年12月24日規則第47号

平成6年3月28日規則第10号

平成6年9月30日規則第44号

平成9年3月31日規則第23号

平成9年6月25日規則第28号

平成10年3月31日規則第19号

平成10年6月24日規則第30号

平成12年2月28日規則第7号

平成13年12月27日規則第27号

平成17年9月28日規則第37号

平成18年9月27日規則第52号

平成19年3月29日規則第22号

平成20年10月30日規則第36号

平成21年10月2日規則第30号

平成24年6月29日規則第20号

平成26年7月30日規則第30号

平成28年3月28日規則第10号

令和3年9月27日規則第23号

令和4年9月27日規則第27号

朝霞市こども医療費支給に関する条例施行規則

朝霞市乳児医療費の助成に関する条例施行規則（昭和47年朝霞市規則第29号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、朝霞市こども医療費支給に関する条例（平成4年朝霞市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（社会保険各法）

第2条 条例第2条第3号の規則で定める社会保険各法は、次に掲げる法律とする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）
- (4) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (5) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）

（条例第3条第1項第2号の規則で定める施設）

第3条 条例第3条第1項第2号の規則で定める施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設又はその他の法令による措置により施設等に入所し、当該法令に基づき、条例第3条第1項の対象こども（以下「対象こども」という。）に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による世帯主若しくは社会保険各法による被保険者その他これに準ずる者が負担すべき額の全額を、国又は地方公共団体において負担している施設とする。

（条例第3条第1項第4号の規則で定める医療費支給事業）

第4条 条例第3条第1項第4号の規則で定める医療費支給事業は、次のとおりとする。

- (1) 朝霞市ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年朝霞市条例第28号）に基づく医療費支給事業
- (2) 朝霞市重度心身障害者医療費の支給に関する条例（昭和48年朝霞市条例第24号）に基づく医療費支給事業

（受給資格の登録）

第5条 条例第5条の規定によりこども医療費受給資格の登録を受けようとする保護者は、こども医療費受給資格登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合、内容を審査し、適当と認めたときは、対象こどもの保護者を受給資格者として認定し、受給資格者台帳に登録するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、対象こどもと生計を同じくする親権を行う者、未成年後見人その他の者で、当該こどもを現に監護している者（以下「親権者等」という。）のうちいずれか一の者が当該こどもと同居している場合（当該いずれか一の者が、当該こどもと生計を同じくするその他の親権者等と生計を同じくしない場合に限る。）は、当該同居している親権者等を保護者とみなして受給資格者として認定し、受給資格者台帳に登録するものとする。
- 4 対象こどもが住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により、保護者が登録の申請ができなかった場合においては、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後15日以内

に保護者が登録の申請をしたときは、住所を変更した日又は災害その他やむを得ない理由により登録の申請ができなくなった日を始期とする。

(受給資格証の交付等)

第6条 市長は、こども医療費受給資格の登録を行った者（以下「受給資格者」という。）に対し、こども医療費受給資格証（様式第2号。以下「受給資格証」という。）を交付するものとする。

2 受給資格者は、対象こどもが保険医療機関等において医療を受けようとする場合は、保険医療機関等に受給資格証を提示するものとする。

3 受給資格者は、受給資格証を破損し、又は亡失したときは、こども医療費受給資格証再交付申請書（様式第3号）を市長に提出し、再交付を受けなければならない。

(却下通知)

第6条の2 市長は、第5条第1項の規定により申請があった場合、内容を審査し、こども医療費受給資格の登録に適さない者については、こども医療費受給資格申請却下決定通知書（様式第3号の2）により通知するものとする。

(支給の申請)

第7条 条例第6条第1項に規定する支給の申請は、こども医療費支給申請書（様式第4号）によらなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、条例第2条第3号に規定する医療費の額が記載された領収書等を添付させることができる。

2 条例第6条第2項に規定する医療機関等の請求は、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会等（以下「基金等」という。）を経由して行う。

3 基金等を経由しない医療費の請求は、請求書（様式第5号）及びこども医療費現物給付請求明細書（様式第6号）によらなければならない。

(支給の決定等)

第8条 市長は、前条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、当該申請に係る支給の額を決定し、申請者にこども医療費支給決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

2 市長は、前条第3項の請求があったときは、その内容を審査し、当該請求に係る支給の額を決定し、医療機関等にこども医療費支払決定通知書（医療機関用）（様式第8号）により通知するものとする。

(支給の時期等)

第9条 市長は、前条の規定により決定した支給額を申請者又は医療機関等に速やかに支給するものとする。この場合において、当該申請者の死亡等により申請者又は医療機関等に支給することができないときは、市長が定める者に支給するものとする。

(届出事項)

第10条 受給資格者は、自己又は対象子どもについて次の各号のいずれかに該当したときは、子ども医療費受給資格変更(資格喪失)届(様式第9号)を市長に提出しなければならない。ただし、受給資格者が死亡その他の理由により届出を行うことができない場合は、親権者等が行うものとする。

- (1) 受給資格者又は対象子どもが死亡したとき。
- (2) 受給資格者又は対象子どもが条例第3条第1項に規定する要件に該当しなくなったとき。
- (3) 受給資格者又は対象子どもの氏名又は住所に変更があったとき。
- (4) 受給資格者又は対象子どもの医療保険の種別、内容等に変更があったとき。
- (5) 受給資格者の振込先金融機関を変更するとき。

2 市長は、受給資格者又は対象子どもに該当しなくなったと認めたときは、子ども医療費受給資格消滅通知書(様式第10号)により受給資格者に通知するものとする。ただし、受給資格者又は対象子どもが死亡した場合は、この限りでない。

(受給資格証の返還)

第11条 受給資格者は、その資格を喪失したときは、速やかに受給資格証を市長に返還しなければならない。

(支給金の返還通知)

第12条 市長は、条例第8条の規定により支給金を返還させようとするときは、朝霞市子ども医療費支給金返還通知書(様式第11号)により通知するものとする。

附 則

この規則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則(平成5年規則第39号)

この規則は、平成6年1月1日から施行する。

附 則(平成5年規則第47号)

- 1 この規則は、平成6年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成 6 年規則第10号）

この規則は、平成 6 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年規則第44号）

- 1 この規則は、平成 6 年10月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の朝霞市乳幼児医療費支給に関する条例施行規則の規定は、平成 6 年10 月 1 日以後の医療に要した費用から適用し、同日前の医療に要した費用については、なお従前の例による。

附 則（平成 9 年規則第23号）

この規則は、平成 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 9 年規則第28号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年規則第19号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年規則第30号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成12年規則第 7 号）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成13年規則第27号）

- 1 この規則は、平成14年 1 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の朝霞市乳幼児医療費支給に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた受給者証の交付の申請から適用し、同日前に行われた受給者証の交付の申請については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成17年規則第37号）

- 1 この規則は、平成18年 1 月 1 日から施行する。

2 この規則による改正後の朝霞市乳幼児医療費支給に関する条例施行規則の規定は、平成18年1月1日以後の医療に要した費用から適用し、同日前の医療に要した費用については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成18年規則第52号）

1 この規則は、平成18年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の朝霞市乳幼児医療費支給に関する条例施行規則の規定は、平成18年10月1日以後の医療に要した費用から適用し、同日前の医療に要した費用については、なお従前の例による。

附 則（平成19年規則第22号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第36号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成21年規則第30号）

1 この規則は、平成22年1月1日から施行する。

2 この規則による改正後の朝霞市こども医療費支給に関する条例施行規則の規定は、平成22年1月1日以後の医療に要した費用から適用し、同日前の医療に要した費用については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成24年規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年規則第30号）

1 この規則は、平成26年8月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成28年3月28日規則第10号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。（後略）
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和3年9月27日規則第23号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和4年9月27日規則第27号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和4年10月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。